

6 手 当

1 障害児福祉手当

在宅の20歳未満で、常時特別な介護を必要とする最重度の障害がある方が受給できる場合があります。

支給月額	16,560円（令和8年4月分～）
支給月	2月・5月・8月・11月（各3ヶ月分を支給）
1.対象者	在宅の20歳未満で日常生活において常時特別な介護を必要とする最重度の障害がある方（支給には、条件があります。）
2.制限	(1) 福祉施設に入所中は対象となりません。 (2) 受給者本人、または障害児を扶養している扶養義務者の所得によって所得制限があります。
3.持参するもの	① 手帳（1級） ② 診断書（所定の様式） ③ 特別児童扶養手当決定通知書 ④ 振込先口座（本人のもの） ⑤ 所得証明書（転入前の市町村の証明）～次の場合のみ ア 1月1日以後、帯広市に転入し、新規に申請する場合。 イ 障害児を扶養する方が、帯広市以外に住んでいる場合。 ⑥ マイナンバー確認書類（マイナンバーカード又は個人番号通知カード）
申請先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階（☎65-4148）

2 特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育する者に特別児童扶養手当が支給される場合があります。

手当 等級	令和8年4月分～		支 給 月
	年 額 (児童1人)	月 額	
1 級	701,400円	58,450円	4月・8月・11月 (各4ヶ月分を支給)
2 級	467,160円	38,930円	
持参するもの	① 戸籍謄本 ② 診断書 ③ 振込先口座（申請者(父母など)のもの） ④個人番号（マイナンバー）のわかるもの ⑤ 身分証明書		
問 合 先	（市）子育て支援課 ～ 保健福祉センター （☎25-9700）		

3 児童扶養手当

ひとり親家庭の他、配偶者が重度の障害者となった場合、児童扶養手当を受けることができます。

対象者(受給者)	配偶者が重度の障害者（障害年金1～2級程度）となった方。
問合せ先	（市）こども課 ～ 市役所3階（☎65-4160）

4 特別障害者手当

在宅の20歳以上で、常時特別な介護を必要とする最重度の障害がある方が受給できる場合があります。

支給月額	30,450円（令和8年4月分～）
支給月	2月・5月・8月・11月（各3ヶ月分を支給）

1. 対象者	在宅の20歳以上で日常生活において常時特別な介護を必要とする最重度の障害がある方（支給には、条件があります。）
2. 制限	① 入院中、障害者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム入所者は対象になりません。 ② 受給中に3ヶ月以上入院すると受給できません。 ③ 受給者本人及び配偶者または障害者を扶養している扶養義務者の所得によって所得制限があります。
3. 持参するもの	① 診断書（所定の様式） ② 手帳（1級） ③ 年金証書 ④ 年金支払通知書 ⑤ 所得証明書（転入前の市町村の証明）～次の場合のみ ア 1月1日以後、帯広市に転入し、新規に申請する場合。 イ 障害者を扶養する方が、帯広市以外に住んでいる場合。 ⑥ 振込先口座（本人のもの） ⑦ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
申請先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階（☎65-4148）

5 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかった期間に初診日のある病気や、けがなどで障害者になった人を対象に、給付金を支給する制度です。

対象者	次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障害基礎年金に該当する障害の方 ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 ※ ただし、65歳に達する前日までに当障害状態に該当した場合に限られます。（原則として65歳に達する前日までに申請が必要）
問合せ先	帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目（☎21-1511）[音声案内1→2] （市）戸籍住民課国民年金係 ～ 市役所1階（☎65-4143）